

豊田市水道管工事標準仕様書の改正内容について

1 主な改正内容

(1) 建設業法改正に伴う改正

① 監理技術者の兼務

特例による監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）と監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を認め、要件及び手続き（届）などを追記。

（1-1-45 提出書類、1-1-50、1-1-51、1-1-54、1-1-55、第10章様式、資料P10-10）

② 施工体制台帳・下請け契約

下請契約書に記載する項目の追加（14項目⇒16項目）（1-1-12 第5）

施工体制台帳、再下請負通知書、施工体系図の様式変更（第10章様式、資料）

作業員名簿の作成と提示を明記（9-3-3 第2項⑧、第10章様式、資料）

③ 建設業許可票の掲示

許可票掲示を元請業者のみに変更（1-3-1）

④ 施工計画書記載の変更

現場組織表に監理技術者補佐を追加（9-2-4）

⑤ 工事打合せ簿の様式変更

右下の請負業者の記名押印欄に監理技術者補佐の欄を追加

(2) 愛知県標準仕様書等の改正に伴う改正

① 工事の着手時期

30日以内の着手義務の廃止（1-1-10）

② 段階確認等を机上とする場合の電子メールの活用

写真等の資料を電子メールで送付し、確認とすることを認める（1-1-21 第6項）

③ 現場代理人等兼務の場合の工程表

兼務する工事それぞれの施工時期の関係が分かるように記載するように記載方法を変更（第10章様式、資料P10-13）

(3) 押印の義務付け廃止等の取扱いによる改正

① 用語の定義

書面の定義の記載により、押印の義務付けを廃止（1-1-2 第23項）

② 提出書類の押印廃止

現場代理人・主任（監理）技術者届などの押印義務付けを廃止（1-1-45 提出書類、第10章様式、資料参照）

(4) 豊田市契約約款等改正に基づく改正

① 設計図書の照査手続きの変更

照査結果により疑義ある場合は、打合せ簿で提出を明記（1-1-3 第2項）

調査時の立会いに請負者が応じない場合の手続きを明記（1-1-3 第3項）

調査結果の通知と結果による工期変更契約等について明記（1-1-3 第3項）

② 現場代理人特約条項改正

現場責任者配置の場合の要件を当初**設計**金額500万円未満から当初**契約**金額500万円未満に変更（第10章様式、資料P10-5）

（5）電子メールを活用した情報共有実施要領に基づく改正

① コリンス登録手続きの変更

登録前確認はメール送信とし、登録内容確認書の提出不要とする（1-1-45 提出書類のコリンス受注・変更・竣工の欄）

② 打合せ簿提出方法の変更（第10章P10-33、10-34）

（6）公共工事の事故対応に関する改正

事故発生時の対応と報告について「**豊田市公共工事事故対応マニュアル**」の記載に基づき、記載を改正（1-1-35）

（7）POLITEC マニュアル等の改正に伴い改正

① 管保管時の積み段数を明記（3-10-5 第3項）

② 一般事項の追加（3-10-5 第17項～第19項）

③ 融着接合要領の注意事項等の追加

根拠となる基準書を施工ハンドブックからPOLITEC 施工マニュアルに変更（3-10-6）
EFコントローラ等の日常点検を明記（3-10-6 第8項⑦、P10-104）

④ メカニカル継手接合要領の改正

T形継手廃止による全面改訂（3-10-9）

⑤ 金属継手（変換ソケット）接合要領の追加

接合要領を施工マニュアルに準拠し追加（3-10-10）

⑥ スクイズオフ工法の記載の改正

施工マニュアルに準拠し、記載を改正（3-10-16）

（8）事務簡素化を目指した取り組み

① 兼務届添付時の工程表

兼務届添付時は工程表の鏡を省略可に変更（1-1-5 第3項）

② 施工計画書記載事項のうち省略項目

契約金額3500万円未満の場合の省略項目に（6）施工方法を追加（1-1-6 第2項）

③ 交通誘導警備員の名簿等の提出時期の変更（再通知）

施工計画書提出時から完成時に変更（1-1-39 第11項第2号）

④ 工事施工中の毎朝の報告方法の変更

電話以外の方法を認め、朝の時間帯の電話対応を縮減（2-1-9）

(9) その他の改正

① 兼務届提出時期

提出時期を既発注工事と新たに契約する工事で区別

② 健康保険証のマスクング

健康保険法等の一部改正により、記号番号等をマスクング処理（1-1-45 提出書類の表中、現場代理人・主任（監理）技術者届の欄）

③ 国県道からの配水管分岐

現状の取扱いに整合させ、75 mm以上での分岐の原則を廃止（3-1-5 第8項削除）

④ 通水・洗管作業委託

通水・洗管作業委託実施の場合の請負者の施工を認める（3-1-7）

⑤ HPP通水試験

通水試験の施工頻度を明記（H28仕様検討委員会決定事項）（3-10-17）

1つの路線で100mを超える場合に実施

⑥ 給水切替施工時の注意事項

無理な曲げ配管を禁止（ロングバンド使用の推奨）（4-9-1 第15項）

⑦ 電子納品の基準の改正

ガイドライン等の改正を反映（9-4-3 第1項）

2 その他

- ・適用日を**令和3年4月1日**とし、改正があればその都度対応していく
- ・施工計画書における施工管理項目（出来形管理及び品質管理）等については、愛知県建設局土木工事標準仕様書及び土木工事現場必携を参照のこと。また、管理項目がない場合は、監督員と協議すること。
- ・様式改訂による旧様式は、既契約工事では使用可能。